

# 和光市公式TikTok 運用要領

令和4年5月17日決裁

## (目的)

第1条 この要領は、和光市（以下「市」という。）がTikTokを活用することにより、積極的に市政、イベント等の情報を発信することについて必要なことを定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ティックトック Byte Dance 社が運営する動画共有サービスをいう。
- (2) 公式チャンネル 和光市が設置及び運用するTikTokのチャンネルをいう。
- (3) アカウント TikTokを設置及び運用するために取得するユーザー名をいう。

## (運用主体等)

第3条 公式チャンネルの運用主体は市とする。

- 2 公式チャンネルのアカウント名は、和光市チャンネルとする。

## (動画等)

第4条 公式チャンネルに投稿する動画及びその説明文（以下「動画等」という。）は、動画等を投稿しようとする課所等が作成するものとし、動画等の投稿及び更新に必要な処理は、秘書広報課が行うものとする。

- 2 前項の課所等が投稿することのできる動画等の内容は次のとおりとする。

- (1) 市が主催又は共催するイベント等の情報
- (2) 市が実施する市民参加に関する情報
- (3) 市から市民に対して周知する必要がある情報
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

## (投稿依頼書)

第5条 動画等の投稿を希望する課所等の長は、和光市公式TikTok掲載依頼書（様式第1号）により、秘書広報課長に依頼するものとする。

- 2 秘書広報課長は、前項の規定による依頼書が提出されたときは、その内容を確認し、必要に応じ調整等を行った上で公式チャンネルに動画等を投稿するものとする。

## (留意事項)

第6条 公式チャンネルに動画等を投稿するときは、和光市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン（平成26年9月29日施行）に定める留意事項に留意しなければならない。

(免責事項)

第7条 市は、次の各号に規定する事項について一切の責任を負わないものとする。

- (1) 第三者が発信する公式チャンネルに関する情報及び公式チャンネルを利用する者が公式チャンネルを通じて発信する情報の正確性、完全性、合法性その他の保証。
- (2) 公式チャンネルに投稿された動画等に起因して公式チャンネルを利用する者又は第三者に生じた損害等で、市の故意又は重大な過失によらないもの。

2 市は、予告なくこの要領の変更及び見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第8条 この要領の実施について必要な事項は、市長が別に定める。